

件名	愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例		
主管課	税務課		
根拠法令等	地方税法の一部を改正する法律（平成30年3月31日公布、同年4月1日施行）		
【改正の概要】			
不動産取得税の税率の特例対象となる土地の取得期限の延長			
			(略称)
・愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例			半島
・愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例			原発
平成30年3月31日まで ⇒ 平成31年3月31日まで			
施行日	公布の日（平成30年4月1日適用）		
【その他参考事項】			
○特別措置の概要 *減収額の75%は、地方交付税で措置			
・事業税・不動産取得税の不均一課税			
(1) 対象区域	半島	3市町（八幡浜市、西予市（旧三瓶町）、伊方町）	
	原発	2市町（八幡浜市（旧保内町）、伊方町）	
(2) 対象業種	半島	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	
	原発	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	
*製造業以外の業種は、増加雇用者15人超の要件あり			
(3) 対象設備の取得価額	半島	資本金等の額に応じ、500万円、1,000万円又は2,000万円以上	
	原発	2,700万円超	
(4) 不均一課税の税率			
①事業税	初年度	通常税率×0.5	②不動産取得税
	2年度	0.75	通常税率の1/10
	3年度	0.875	家屋
			その敷地である土地
			0.4%
			0.3%
(5) 適用実績	半島	なし	
	原発	なし	